

車両運行規程

社会福祉法人元気の里

車 両 運 行 規 程

(目的)

第1条 この車両運行等に関する規程は、当法人の車両の安全運転を図り、車両の事故を未然に防止することを目的とする。

(車両の管理責任者)

第2条 当法人の車両の最終責任者は、理事長若しくは総合施設長が当るが直接管理責任者は各事業所の長とする。

(車両の使用手続)

第3条 車両使用の方法は、車両使用者が各事業所の長の承認のもとに使用することを原則とする。

- 2 各事業所の長は、使用の目的、使用の緩急度、使用者の健康状況等を勘案し承認する。
- 3 各事業所の長不在のときは次に責任のある者がこれを代行するものとする。

(課業時間外の車両使用)

第4条 課業時間外に緊急な車両使用の必要が生じた場合は、各事業所の長又はその代行者の承認を得て使用し、車両使用者はその手続きを後刻速やかにおこなわなければならない。

- 2 各事業所の長又は代行者は、夜勤者が車両運転免許不取得者である場合、他の免許取得者に命ずるものとし、前項の事項を行うものとする。

(車両事故発生時の通報)

第5条 車両使用者は、運転中において事故が発生した場合、その状況（日時、場所等）を速やかに各事業所の長又は代行者に電話等により通報するものとする。なお、この場合の事故処理の方法は運転を行う者として適切な方法によらなければならない。

(車両事故防止対策)

第6条 各事業所の長は、車両使用者の安全運行を実現するため、次の事項について特に留意するものとする。

- (1) 車両使用者に対して、運行前に必要な注意を与えると共に、車両運行中は特に事故防止に万全を期すように喚起しなければならない。
- (2) 車両使用者には、道交法の講習等安全の為の会合には積極的に出席の便宜を与えなければならない。又、車両使用者は、道交法を熟知するとともに交通違反をおこさ

ぬよう運行しなければならない。

- (3) 各事業所の長及び車両使用者は、泥酔運転、スピード違反等交通三悪の防止について留意するものとする。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。